

令和6年度「中部経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」に係る企画競争募集要領

令和6年3月8日

経済産業省 中部経済産業局
地域経済部 地域振興・人材政策課

中部経済産業局（以下、「当局」という。）では、令和6年度「中部経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

また、本募集は、政府が令和5年12月22日（金）に閣議決定した令和6年度予算案に盛り込まれている事業に関するものであり、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続を行うものです。実際の事業実施には当該予算案の国会での可決・成立が前提となりますので、今後、内容等に変更が生じる可能性があることをあらかじめ御了承ください。

I. 事業の目的（概要）

少子高齢化を背景とした生産年齢人口減少に伴う人手不足に加え、エネルギー価格の高騰やデジタル化による産業構造の転換など、地域の中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業等」という。）を取り巻く環境は急速に変化しています。こうした経営環境の変化に対応し、中小企業等が持続的に成長・発展するためには、付加価値の拡大や労働生産性を向上させる多様な人材が不可欠です。

本事業では、中小企業等の経営力強化や人手不足に対応できるよう、副業・兼業人材、女性、高齢者、就職氷河期世代等の多様な人材の確保・育成・活用や職場環境改善による人材の定着を支援します。

中部地域においては、製造業を中心とした産業集積が厚く、全国と比較して有効求人倍率が高い水準にあり、相対的に中小企業等の人材確保が困難な地域です。人材確保に悩む中小企業等を、企業単位だけでなく地域単位でも支援し、課題解決・経営力向上を図ることを目指した事業を行います。

II. 事業の内容

当局管内（以下、「管内」という。）（富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県）における中小企業等を対象とし、各地域の実情を十分に認識した上で、地域の中小企業等の人手不足を解消するとともに、中小企業等の経営強化に資する人材確保支援のため、各提案者からの創意工夫による提案を募集します。

事業実施に当たっては、経済産業省及び中小企業庁による人材確保支援の取組や以下の報告書等を勘案してください。

- ・我が国産業における人材力強化に向けた研究会 報告書（平成 29 年度）
- ・中小企業人材マネジメント研究会 研究会報告書（平成 30 年度）
- ・中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン（令和 5 年度）
（以下、「人材活用ガイドライン」という。）
- ・経営力再構築伴走支援ガイドライン（令和 5 年度） 等

1. 事業の具体的な内容

事業の具体的な内容は、以下の事業区分 A、B、C とする。対象とする事業区分を選択して企画提案書を作成及び提出すること。なお、複数の事業区分で提案する場合は、それぞれについて企画提案書を作成の上、提出すること。

イベントの開催等においては、必要に応じて、各県単位での実施ではなく複数県を対象とした広域的な取組にすることや、事業全体を通じて、参加企業の自立的取組や他社への波及効果について検証できるよう参加企業へのヒアリング等を実施することなど、実施内容及び手法について創意工夫を求める。

場合により、イベント等をオンライン（Microsoft Teams 又は Cisco Webex Meetings を使用すること）で開催する必要性が生じる点について留意すること。また、具体的なイベントの内容等は、当局との協議により決定する点について留意すること。

【事業区分 A 地域の人事部推進事業】

「地域の人事部※1」の取組の普及を通じて、地域企業に必要な人材の確保や育成、定着に向けた取組を行おうとしている民間事業者等（中小企業基本法で定める中小・小規模企業者、中堅企業（中小企業でない、従業員 2,000 人以下の企業）、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、組合、商工会・商工会議所等の支援機関）を選定し、モデル地域（選定した民間事業者等が取組を行う地域や企業群）の課題を踏まえた人材戦略やビジョンの明確化の支援や、人材の確保・育成・定着支援に関するノウハウやソリューションの提供を行うことで、モデル地域への支援を実施する。本事業の広報については、「地域の人事部」の地域企業の経営者等への普及を考慮し、キャッチコピーを策定するなど効果的な広報を行うこと。

具体的には以下のとおり。なお、実施スケジュールは、(1)～(4)がより効果的に実施できるように勘案すること。

(1) 「地域の人事部」取組周知セミナー

地域企業に必要な人材の確保や育成、定着に向けた取組を行おうとしている民間事業者等や地域の中小企業等に対し、「地域の人事部」の取組事例の紹介を通じて、地域企業に対する面的な支援の必要性を訴求するセミナーを実施する。セミナー講師は全国の「地域の人事部」のキーパーソンを想定。また、以下の「(2) モデル地域支援」の公募に向けた説明も実施すること。

- ・開催方法：オンライン形式（原則）
- ・開催回数：1回以上
- ・参加者数：100人程度

（２）モデル地域支援

中小企業等に必要な人材の確保や育成、定着に向けた取組を行おうとしている民間事業者等を公募し、選定。モデル地域の支援に向け、選定した民間事業者等に対し、全国の「地域の人事部」のキーパーソンや専門性を有する副業・兼業等のプロ人材等を派遣するなどし、選定された民間事業者等が取り組む、人材の確保や育成、定着に向けた取組への支援を実施することで、「地域の人事部」の運営に係るノウハウやソリューションを提供する。なお、モデル地域が令和4年度「中小企業経営支援等対策費補助金（若者人材確保プロジェクトの実証）」※2、令和5年度「地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金（地域戦略人材確保等実証事業）」※3及び令和6年度「地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業補助金（地域戦略人材確保等実証事業）」※4における実証地域と重複しないよう留意すること。

- ・モデル地域数：3地域程度
- ・実施内容：

＜必須＞○ビジョン・課題を踏まえた人材戦略作成支援

＜一例＞○自治体、金融機関、教育機関等との連携のための橋渡し

○関係者による定期的なミーティングの開催

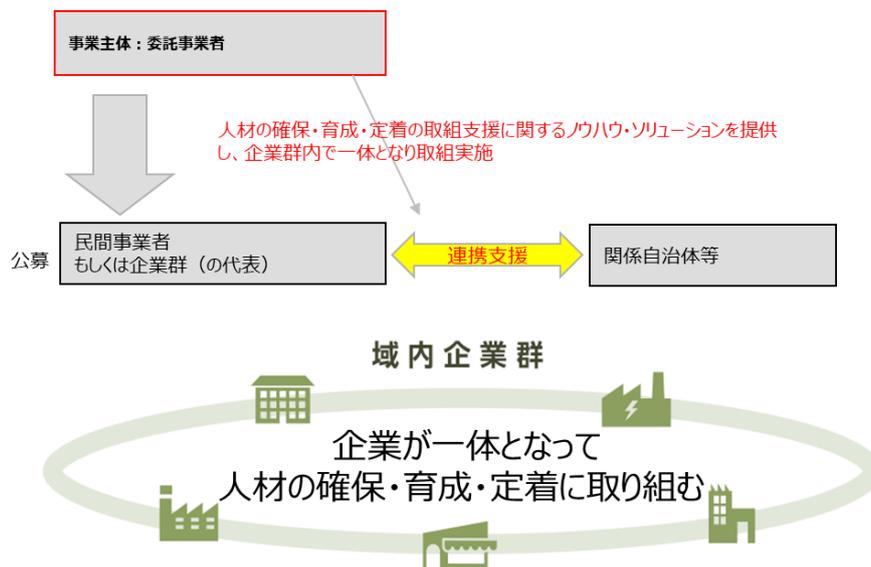
○「人材の確保」「育成」「定着」等をテーマとした勉強会開催

○持続のための収益確保支援

○選定された民間事業者等が行おうとする、人材の確保、育成、定着に関する取組への支援

○その他、各地域の課題に応じ、柔軟に支援すること

＜事業スキーム図＞



(3) 「地域の人事部」関係者との交流会

令和4年度「中小企業経営支援等対策費補助金（若者人材確保プロジェクトの実証）」採択事業者、令和5年度「地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金（地域戦略人材確保等実証事業）」採択事業者、令和6年度「地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業補助金（地域戦略人材確保等実証事業）」採択事業者、上記（2）において選定した民間事業者等、自治体等、「地域の人事部」の取組に意欲がある組織同士の交流会を開催する。交流会において、取組事例や課題の共有を行い、関係機関の支援ノウハウを向上させるとともに、ネットワークの形成を促す。

- ・開催形式：対面形式（原則）
- ・開催回数：1回
- ・参加機関数：10機関程度

(4) フォローアップ調査等

上記（2）において支援を実施した民間事業者等に対し、ヒアリング等によるフォローアップ調査を行う。フォローアップ調査で得た情報をもとに、地域の人事部の活動事例を作成するとともに、地域の人事部を推進する上での課題や課題解決のポイントをまとめ、実施報告書に記載すること。

- ・事例作成件数：1件程度

※1 「地域の人事部」とは、令和4年度「中小企業経営支援等対策費補助金（若者人材確保プロジェクトの実証）」、令和5年度「地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金（地域戦略人材確保等実証事業）」及び令和6年度「地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業補助金（地域戦略人材確保等実証事業）」によって推進される、関係地方自治体、経営支援機関、地域金融機関、大学・高等学校等の教育機関、民間事業者等の地域の関係機関が、各々の強みを活かし、一体となって面的に地域の中小企業等の人材確保支援を実施する体制をいう。

参考：地域の人事部（経済産業省HP）

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/jinjibu/index.html

※2 参考：令和4年度「中小企業経営支援等対策費補助金（若者人材確保プロジェクトの実証）」に係る補助事業者の採択結果について（経済産業省HP）

<https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/saitaku/2022/s220930001.html>

※3 参考：令和5年度「地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金（地域戦略人材確保等実証事業）」に係る補助事業者の採択結果について（経済産業省HP）

<https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/saitaku/2023/s230619003.html>

※4 本募集要領作成日現在、採択されていないが、今後、採択結果を確認すること。

【事業区分B デジタル人材確保・育成等事業】

中小企業等のDXの実現には、経営ビジョンに基づくDXの取組方針や課題を明確化し、全社的に戦略を進めることが重要である。そのためには、社内DXをリードする専門性を有する「DX推進人材※5」の確保・育成が欠かせない。併せて、このようなDX推進を担う人材が活躍できる組織開発・推進体制を検討すべきである。

本事業では、経営課題を明確化しDX戦略の策定支援を行うとともに、DX推進と組織への浸透に必要なデータ活用スキルの習得や、DXの推進に必要な人材の確保・育成及び組織開発を支援し、以下の(1)～(3)を実施することとする。

なお、事業実施体制として、以下を勘案すること。

- ・中小企業等の人材確保・育成にかかる支援スキル、DX推進の支援スキル及び組織開発等のスキルを有していること。
- ・(1)～(3)がより効果的に実施できるスケジュールとすること。

(1) DX推進セミナー

中小企業等の経営者・管理者等を対象に、DX戦略策定など具体的なDX推進方法を発信し、DX実現に向けた理解の促進を図るとともに、以下の「(2) DX戦略の策定支援及び組織開発・人材戦略検討ワークショップ」及び「(3) マッチングイベント」の周知を行う。セミナー開催にあたっては、DX認定制度※6やデジタルガバナンス・コード※7を加味して、DX戦略に必要な要素を盛り込み、データを活用した経営についても解説を行うこと。また、人材活用ガイドラインを加味して、DX戦略に必要な人材確保に関する要素を盛り込むこと。

- ・開催回数：1回程度
- ・参加者数：100人程度

(2) DX戦略の策定支援及び組織開発・人材戦略検討ワークショップ

経営層・管理者等及び、社内のDX担当者（今後DXを担当する候補者含む）を対象に、経営ビジョンに基づくDX戦略の策定（目標の設定、進め方、その方法論等）、戦略を実現するための具体的な手法（データの利活用も含む）や、戦略を実行するための組織開発や推進体制、課題等を洗い出すワークショップを開催する。また、ワークショップに参加した企業ごとの課題やリソース（副業・兼業等も含む外部人材活用等）を取りまとめる。

DXの取組方針の策定や経営課題の明確化をしたうえで、DX推進に必要なデータの利活用の習得及び人材の確保に必要な知識（副業・兼業人材の契約に関わる要諦等）を習得することで、人材の育成・確保に必要なスキルを身に着ける。

なお、外部人材のスキルについては、デジタルスキル標準の「DX推進スキル標準」※8を勘案すること。また、ワークショップ開催にあたっては、DX認定制度やデジタルガバナンス・コード、人材活用ガイドラインを加味して、DX戦略や人材確保に必要な要素を盛り込むこと。

- ・開催回数：連続講座6回程度を想定
- ・参加企業数：各15社程度

- ・ 1グループに1名程度ファシリテーターをつけることで、DX戦略や各社のDXによる提供価値の明確化を図ること。

(3) マッチング候補企業の選定及びマッチングイベント

DX推進にあたり社内にDXを担う人材が必須となるが、専門性を有し社内をリードするまでには相応の期間が必要となるため、その人材に対する伴走支援や、デジタル技術に関する高いスキルによるサポートが有効である。

本事業では、スキルを有する副業・兼業等外部人材とのマッチングにより必要な人材を確保し、社内人材との協働によりDX推進の加速化を図る。

① マッチング候補企業の選定

以下の(ア)、(イ)に該当する中小企業等のうち、「② 企業と人材のマッチングイベント」に参加する、副業・兼業等によりDX推進に必要な外部人材を確保しようとする中小企業等を10社程度選定する。

(ア) 上記(2)のワークショップの参加企業

(イ) ヒアリング対象企業

必要に応じ、(2)に参加していない企業を対象に、ワークショップのテーマに相当するヒアリング等を実施。

② 企業と人材のマッチングイベント

DXの推進に必要な副業・兼業等外部人材と上記の「① マッチング候補企業の選定」にて選定された企業が出会う機会となるマッチングイベントを実施。

- ・ 開催回数：1回程度

③ 自走化支援

マッチングをした企業を対象に、外部人材活用初期段階のフォローを実施。マッチングした人材を活用し、自走できるように支援等を実施する。フォローの内容は、外部人材の受け入れ準備・開始時のミーティングなどの橋渡しを想定。

- ・ 対象社数：上記②にてマッチングした企業すべて
- ・ 支援回数：各社2回程度

(4) フォローアップ調査等

上記(3)のマッチングイベントに参加した企業すべてに対し、フォローアップ調査を行う。必要に応じてヒアリングを実施する。また、DX推進する上での経営課題の抽出、課題解決策の検討、副業・兼業等の外部人材等も含めた求人像の明確化等の取組ポイントをまとめた、中小企業庁様式による事例を作成し、DX推進に必要な外部人材の確保を希望する企業の参考として普及啓発する。

- ・ フォローアップ調査対象社数：上記(3)のマッチングイベントに参加した企業すべて
- ・ 事例作成件数：2社程度

※5 DX推進人材とは、社内（ビジネスや現場、それらに関するデータ等）を理解し、会社全体のDXマネジメントおよび企業変革を推進していく人材。

※6 参考：DX認定制度（経済産業省HP）

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-nintei/dx-nintei.html

※7 参考：中堅・中小企業向け「デジタルガバナンス・コード」実践の手引き

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-chushoguidebook/contents.html

※8 参考：デジタルスキル標準のとりまとめについて（経済産業省HP）

<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221221002/20221221002.html>

【事業区分C 多様な人材確保等支援事業】

経営支援機関の地域の中小企業等を支援する力を向上させることを目的とし、以下（1）を実施することにより、管内の支援機関に人材活用ガイドラインの周知を実施するとともに実践的な活用を促す。

また、中小企業等が自社を取り巻く様々な環境変化に対応し持続的な成長を遂げるために、就職氷河期世代人材、女性、シニア、外国人等の多様な人材に目を向け、その確保を通じて経営課題を解決することを目的とし、以下（2）及び（3）を実施することにより、多様な人材が生き生きと働くことができる職場環境の整備や、多様な人材の確保を支援する。なお、実施スケジュールは、（1）～（3）がより効果的に実施できるように勘案すること。

（1）人材活用ガイドライン活用促進・経営支援機関向けセミナー・ワークショップ等

経営支援機関等の担当者のうち、中小企業等の人材関連相談の対応経験が浅い者を対象とした人材活用ガイドライン活用セミナー及びワークショップを実施し、人材活用ガイドラインの周知を実施するとともに実践的な活用を促し、経営支援機関等が、地域の中小企業等を支援する力の向上を図る。また、参加者の意見や疑問等を踏まえた人材活用ガイドライン活用実践のツールを作成し、経営支援機関等に普及させる。具体的には、以下の①～③を実施する。

① 人材活用ガイドライン周知・活用実践セミナー

経営支援機関等の担当者のうち、中小企業等の人材関連相談の対応経験が浅い者を対象とし、中小企業の経営者等との対話の中で人材活用ガイドラインの3ステップを進めるための各工程のポイントを説明するとともに、経営戦略と人材戦略の一体的な推進が中小企業等の事業継続の鍵になることの理解促進を図るセミナーを実施する。実施に当たっては、サポート機関や支援ツール、関連する助

成金等の理解促進を図るため、労働局等との連携を行うこと。

- ・開催方法：オンライン形式（原則）
- ・開催回数：1回以上
- ・参加機関数：10機関以上

② 人材活用ガイドライン周知・活用実践ワークショップ

経営支援機関等の担当者のうち中小企業等の人材関連相談の対応経験が浅い者（特に、上記①に参加した者。上記①に参加していない者が参加する際には、上記①のセミナー動画のアーカイブ配信等を実施すること。）を対象とし、人材活用ガイドラインの活用を推進するワークショップを実施する。実施に当たっては、フレームワーク等を活用する、ロールプレイ等を行うなどの工夫を行い、実践的なプログラムとすること。加えて、ワークショップを通じ、各機関の担当者同士が地域で連携をスムーズに行うためのネットワークの形成を促すこと。

- ・開催方法：対面形式（原則）
- ・開催場所・回数：管内各県1回ずつ
- ・参加機関数：各回2機関以上

③ 人材活用ガイドライン活用実践支援ツールの作成

経営支援機関等が人材活用ガイドラインの活用実践を行うための支援ツールを作成する。ツールの媒体は問わないが、活用実践の手引きや支援課題別の対応事例集、ロールプレイの実演動画など、効率的かつ効果的に経営支援機関等の人材活用ガイドラインの活用実践を支援できるよう工夫すること。また、作成に当たっては、上記①②の参加者から人材活用ガイドラインについての意見や疑問等を収集し、反映すること。作成した支援ツールは、管内の経営支援機関等への配布等を通じて広く普及させる。

(2) 就職氷河期世代人材確保のためのマッチングイベント等

中小企業等の、人材採用戦略として就職・転職を希望する就職氷河期世代人材を確保する意識の醸成及びマッチングを実施する。また、働きやすい職場環境がある企業は人手不足の中でも採用力が高く、人材のエンゲージメントも高いことから、働きやすい企業を求める人材ニーズの傾向を踏まえた職場環境改善の意識の醸成を図るセミナー・ワークショップを実施する。具体的には、以下の①～③を実施する。なお、実施に当たっては、管内の産業構造や就職氷河期世代人材の状況、ニーズ等の地域特性を踏まえ、効果的な手法とすること。

① 就職氷河期世代等採用意識啓発セミナー・ワークショップ

中小企業等に対し、就職氷河期世代をはじめとする多様な人材の確保や活用への関心を高めるための意識啓発セミナー・ワークショップを実施する。多様な人材受入れの意識啓発をするだけでなく、働きやすい企業を求める人材ニーズの傾向を踏まえた職場環境改善の重要性や、その改善方法、採用活動への落とし込み

方等を学ぶ、実践的なプログラムとすること。また、プログラムの内容は当局作成予定の「多様な人材活躍/働きやすい企業事例集(仮)」の内容を勘案すること。

- ・開催方法：オンライン形式（原則）
- ・開催回数：1回
- ・参加企業数：30社程度

② 就職氷河期世代人材対象マッチングイベント

上記①で意識醸成を行った中小企業等が実際に就職氷河期世代人材と交流する場となるマッチングイベントを実施する。なお、上記①のプログラムの内容を活かし、「働きやすい企業への就職」というコンセプトで実施すること。また、マッチングイベントの広報については、自治体や各県労働局等と連携すること。イベントの開催に際しては、就職氷河期世代で無業・不本意非正規の人材を対象としたイベントであることを明示すること。

- ・開催方法：対面形式（原則）
- ・開催場所・回数：管内各県1回ずつ
- ・参加企業数：各回5社程度
- ・参加人材数：各回10人程度

③ フォローアップ調査等

上記①②のフォローアップ調査を行い、事業効果の深掘りをする。本事業の満足度及び改善点、人材が企業に求める要件、就職先企業の評価等について調査を実施し、来年度事業に向けた改善点を抽出すること。場合によって、企業にフィードバックを行うことで定着支援を実施すること。また、当局の指示に基づき、中小企業庁様式による事例を作成する。

- ・事例作成件数：1～2件

(3) 多様な人材確保のためのマッチングイベント等

地域未来牽引企業※9及び地域経済牽引事業計画の承認事業者※10等の中小企業等（以下、「地域未来牽引企業等」という。）の人材採用戦略として就職・転職を希望する女性、シニア、外国人等の多様な人材を確保する意識の醸成及びマッチングを実施する。また、働きやすい職場環境がある企業は人手不足の中でも採用力が高く、人材のエンゲージメントも高いことから、働きやすい企業を求める人材ニーズの傾向を踏まえた職場環境改善の意識の醸成を図るセミナー・ワークショップを実施する。具体的には、以下の①～③を実施する。

① 多様な人材採用意識啓発セミナー・ワークショップ

地域未来牽引企業等に対し、女性、シニア、外国人等の多様な人材の確保や活用への関心を高めるための意識啓発セミナー・ワークショップを実施する。多様な人材受入れの意識啓発をするだけでなく、働きやすい企業を求める人材ニーズの傾向を踏まえた職場環境改善の重要性や、その改善方法、採用活動への落とし

込み方等を学ぶ、実践的なプログラムとすること。また、プログラムの内容は当局作成予定の「多様な人材活躍/働きやすい企業事例集（仮）」の内容を勘案すること。

- ・開催方法：オンライン形式（原則）
- ・開催回数：1回
- ・参加企業数：30社程度

② 多様な人材と企業のマッチングイベント

上記①で意識醸成を行った地域未来牽引企業等が実際に女性、シニア、外国人等の多様な人材と交流する場となるマッチングイベントを実施する。マッチングイベントの形式は問わないが、地域未来牽引企業等と人材の双方のニーズを考慮した上で、人材の属性（女性、シニア、外国人等）のニーズに特化するなど、従前のマッチングイベントにとらわれない先進的な手法とすること。また、上記①に参加した地域未来牽引企業等のニーズを考慮して柔軟に対応すること。

- ・参加企業数：20社程度

③ フォローアップ調査等

上記①②のフォローアップ調査を行い、事業効果の深掘りをする。本事業の満足度及び改善点、人材が企業に求める要件、就職先企業の評価等について調査を実施し、来年度事業に向けた改善点を抽出すること。場合によって、企業にフィードバックを行うことで定着支援を実施すること。また、多様な人材の確保について、②でマッチングした人材の属性ごとに各1件程度、それぞれのモデル事例をとりまとめ、事例を作成する。また、当局の指示に基づき、中小企業庁様式による事例を作成する。

- ・事例作成件数：4～5件程度

（人材の属性ごとの事例3件程度、中企庁様式の事例1～2件）

※9 「地域未来牽引企業」とは、経済産業省により選定された、地域経済の中心的な担い手となりうる事業者をいう。

参考：https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyuu/index.html

※10 「地域経済牽引事業計画の承認事業者」とは、市町村・都道府県が作成した「基本計画」に基づき作成した「地域経済牽引事業計画」について、都道府県知事に承認を受けた事業者をいう。なお、「地域経済牽引事業計画の承認事業者」は公表されていないため、「地域経済牽引事業計画の承認事業者」に対するイベントの周知は、当局により行うものとする。

参考：https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

2. 事業実施目標の設定（KPI）等

【事業区分A 地域の人事部推進事業】

イベント参加企業・機関の満足度（90%以上）をKPIとする。

【事業区分B デジタル人材確保・育成事業】

イベント参加企業の満足度（90%以上）、マッチング事業に分類される事業の内定率（※1）を事業のKPIとし、内定率30%以上（※1）を目指すものとする。

【事業区分C 多様な人材確保等支援事業】

（1）人材活用ガイドライン活用促進・経営支援機関向けセミナー・ワークショップ等イベント参加機関の満足度（90%以上）をKPIとする。

（2）就職氷河期世代人材確保のためのマッチングイベント等イベント参加企業の満足度（70%以上）、マッチング事業に分類される事業の内定率（※1）をKPIとし、内定率10%以上（※1）を目指すものとする。

（3）多様な人材確保のためのマッチングイベント等イベント参加企業の満足度（90%以上）、マッチング事業に分類される事業の内定率（※1）をKPIとし、内定率25%以上（※1）を目指すものとする。

また、マッチング事業以外に分類される事業についても、セミナー等の参加企業数や人材数、中小企業等や経営支援機関に対して、人材の確保・活用等を行う上での気付きや行動変容を促すなど、目標を明確に設定すること。具体的な内容は、当局と協議の上、決定することとする。

（※1）内定率＝内定件数（※2）/参加企業数（※3）

（※2）内定件数は、マッチング事業に分類される事業の参加企業に対して調査を行い集計すること。なお、内定件数の定義は、当局の指定に従うこと。

（※3）マッチング事業に分類される事業の参加企業数とする。

3. その他

（1）イベント情報の広報

実施するイベント情報については、当局と相談の上、効果的な広報を行うこと。

（2）イベント効果等の把握

各イベント等の開催に際しては、本事業に参加した中小企業等及び人材に対して、上記2.の事業目標に対する効果等について調査を行い、当局に共有することとする。

なお、具体的な調査対象数・内容・方法については、当局と協議の上、決定することとする。

（3）参加企業に対する人材の採用状況のフォロー

本事業に参加した中小企業等（セミナーのみに参加している企業等を含む）に対して、令和7年3月までの本事業期間中において、人材の採用状況（採用・内定件数）

をフォローすること。

(4) 報告等

当局の指示（報告方法を含む）に従い、各事業の実績を翌月 15 日までに報告すること。報告内容については、以下のとおりとする。

- ・ 中小企業等の必要とする人材に関する情報収集、分析のために訪問した企業数、情報取得企業数 等
 - ・ 各イベント等の参加企業数、参加者数、アンケート結果、内定状況 等
 - ・ 本事業の各連携会議の開催報告（議事録含む）、配付資料 等
- その他、当局が報告を求める場合は速やかに報告すること。

(5) 留意事項

上記のほか、当局と相談の上で、地域の関係機関（地方自治体、関係府省庁、地域の支援機関、大学、地域金融機関等）等と可能な限り連携し、適切な役割分担・協力の下、事業を行うこと。また、そのための具体的な連携体制、連携内容を提案すること。

その他、当局の指示に従い、中小企業庁が実施する事業に協力すること。

Ⅲ. 事業実施期間

契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日

本事業は、令和 6 年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とします。

Ⅳ. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥ 別記のとおり、情報セキュリティに関する事項を遵守すること。
- ⑦ 過去 3 年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑧ 本事業において職業紹介に該当する行為を行う場合においては、職業安定法（昭和

22 年法律第 141 号) 第 4 条第 10 項に規定される職業紹介事業者であること。職業紹介事業者ではない場合にあつては、事業許可が必要な事業を実施するまでに、職業紹介事業者となる見込みがあること。または、上記事業者と連携して事業を実施すること。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出してください(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

V. 契約の要件

1. 契約形態

- ・ 委託契約

2. 採択件数

- ・ 事業区分 A : 1 件
- ・ 事業区分 B : 1 件
- ・ 事業区分 C : 1 件
- ・ なお、採択に関し、当局において採択条件を示す場合があります。

3. 予算規模

- ・ 事業区分 A : 1,550 万円
- ・ 事業区分 B : 2,000 万円
- ・ 事業区分 C : 2,200 万円
- ・ 契約額(消費税及び地方消費税込み)はそれぞれ上記の金額を上限とします。各対象経費については、別紙 1 をご参照ください。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当局と調整した上で決定することとします。

4. 成果物の納入

- ・ 事業報告書の電子媒体 1 部を当局に納入。
 - ※ 電子媒体を納入する際、当局が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付 PDF ファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

5. 委託金の支払時期

- ・ 委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。
 - ※ 本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い(概算払)も可能ですので、希望する場合は個別に御相談ください。

6. 支払額の確定方法

- ・ 事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき、原則として現地調査を行

い、支払額を確定します。

- ・ 支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性があります。

VI. 応募手続き

1. 募集期間

募集開始日：令和6年3月8日（金）

募集締切日：令和6年4月5日（金） 12時必着

2. 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて説明会を行います。

参加を希望する方は「XI. 問い合わせ先」へ令和6年3月15日（金）12時00分までに御連絡ください（事前に接続テストの連絡をさせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。）。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「中部経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業説明会出席登録」としてください。他の件名（題名）では受付できない場合があります。本文には、「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「メールアドレス」を御記載ください。

WEB会議 URL は説明会前日に、登録いただいたメールアドレスへお送りいたします。

- ・ 開催日時：令和6年3月19日（火）13時00分

3. 応募書類

（1）以下の書類を4. により提出してください。

- ・ 事業申請書及び企画提案書（様式1、2）
- ・ 暴力団排除に関する誓約書（様式3）
- ・ 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・ 競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表

（2）提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますので御了承ください。

（3）応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、応募書類の作成費用は支給されません。

- (4) 企画提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

4. 応募書類の提出先

応募書類はメールにより「XI. 問い合わせ先」に記載の E-mail アドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんのでご注意ください。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。

※1通あたり10MBを超えるメールは受信できませんので、サイズが大きくなる場合は分割してお送りください。

Ⅶ. 審査・採択について

1. 審査方法

採択に当たっては、当局において、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求める場合があります。

2. 審査基準

以下の審査基準に基づいて、総合的な評価を行います。ただし、「Ⅳ. 応募資格」を満たしていない企業・団体等については、審査対象外となります。

- (1) 「Ⅳ. 応募資格」の要件を満たしているか。
- (2) 提案された事業内容が「Ⅰ. 事業の目的」に合致しているか。
 - ① 中小企業等への訪問によるヒアリング等を通じて、中小企業等の経営強化のために必要とする人材に関する情報収集及び課題の分析・整理が行われているか。
 - ② 対象とする人材は、中小企業等の経営課題の解決に資する人材が想定されているか。
 - ③ 参加企業の内定率や満足度を高める工夫があるなど、他の地域のモデルとなり得るような新規性又は先駆性が見られるか。
 - ④ 広域的な取組が予定されているか。
- (3) 事業実施目標 (KPI) は妥当であり、実現可能か。
- (4) 事業の実施方法、事業実施計画 (スケジュール) は妥当であり、効率的か。
- (5) 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- (6) 中小企業等の人材確保支援に関する十分なノウハウ・実績を有しているか。
- (7) 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制となっているか。また、役割分担は明確か。

- (8) 本事業に係る経理・事務・実施する事業の調整等についての確な管理体制及び処理能力を有しているか。
- (9) 各地域で地域の関係機関と連携して、効果的な支援を実施することが可能か。
- (10) コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。
- (11) ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。
- (12) 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- (13) 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下、同じ。）を行っていないか。
- (14) 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

3. 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、当局のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

VIII. 契約について

- ・ 採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当局との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。
- ・ 契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますので御了承ください。
- ・ 契約条項は、基本的には以下の内容となります。
 - 概算契約書
https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r6gaisan-1_format.pdf
- ・ また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html
- ・ なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

IX. 支援対象等について

1. 本事業における「中小企業・小規模事業者」について

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(注) 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

(2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人のうち、主として中小企業者の振興に資する事業を行う特定非営利活動法人であって、以下のいずれかに該当するもの。

- ①中小企業者と連携して事業を行うもの
- ②中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立したもの（社員総会における表決権の2分の1以上を中小企業者が有しているもの）
- ③新たな市場の創出を通じて、中小企業の市場拡大にも資する事業活動を行う者であって、有給職員を雇用するもの

2. 本事業において想定する人材について

- ・ 「女性」については、「年齢問わず、育児・介護等で一度退職し再就職を希望する者等」とする。「シニア」については、「おおむね55歳以上で、1つの専門分野でおおむね10年以上の職歴を有する者又は大企業OB等」とする。「就職氷河期世代」については、「昭和43年4月2日から昭和63年4月1日までの間に生まれた者（※）」とする。

(※) 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第24号）」に基づくもの

X. その他

(1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(2) これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を

承知の上で応募してください。

【主な改正点】

① 再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- ・ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。
 - ・ 総額に対する再委託の割合が 50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が 50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
 - ・ 再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。）。
 - ・ 提案書等において再委託費率が 50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。
- なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認する。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

②一般管理費率の算出基礎の見直し

（一般管理費＝（人件費）事業費）（再委託・外注費を除く） × 一般管理費率）

- （3）委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大 36 ヶ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL のとおり。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

XI. 問い合わせ先

〒460-8510

愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2

経済産業省 中部経済産業局 地域経済部 地域振興・人材政策課

担当：鈴木、北川、河治

E-mail：bz1-chubu-jinzai●meti.go.jp （送信の際は、●を@に変更すること。）

※メールアドレス中の「l」は小文字のエルです。

※お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず『令和6年度「中部経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業』』としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

【情報セキュリティ関連事項の確保体制および遵守状況の報告】

- 1) 受注者（委託契約の場合には、受託者。以下同じ。）は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下 2)～17)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受注者が協議し不十分であると認めた場合、受注者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

【情報セキュリティ関連規程等の遵守】

- 2) 受注者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18・03・22 シ第 1 号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18・03・24 シ第 1 号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 5 年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 3) 受注者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

【情報セキュリティを確保するための体制】

- 4) 受注者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- 5) 受注者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、1)から 17)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

【情報の取扱い】

- 6) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 7) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 8) 受注者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 9) 受注者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

【情報セキュリティに係る対策、教育、侵害時の対処】

- 10) 受注者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。
- 11) 受注者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

【クラウドサービス】

- 12) 受注者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、2)に掲げる規程等で定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。
- 13) 受注者は、本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」

の ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達することを原則とすること。

- 14) 受注者は、前2項におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容できることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。

【セキュアな情報システム（外部公開ウェブサイトを含む）の構築・運用】

- 15) 受注者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。

③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。

- (a) 不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。
- (b) 不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。
- (c) 不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。
- (d) 不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。
- (e) EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。

④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

⑤サポート期限が切れた、又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、

ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。

⑦ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「. go. jp」を使用すること。

⑧外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。

- ・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

- ・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書をを用いること。

⑨電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS（SSL）化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

【アプリケーション・コンテンツの情報セキュリティ対策】

16) 受注者は、アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

(a) アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

(b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

- (c) 提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様と反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。
- ②提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。
- ③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。
- ④電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。
- ⑤提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないように、アプリケーション・コンテンツの提供方法を定めて開発すること。
- ⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。ただし、必要があつて当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。
- 17) 受注者は、外部に公開するウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

令和6年度中部経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等
事業経費一覧

1. 人件費		事業に従事する者の作業時間に対する人件費
2. 事業費	①旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費（交通費、日当、宿泊費等を含む） ただし、インターンシップ等に参加する者等個人及び個別企業に直接払う経費は除く
	②会場費	事業遂行に必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
	③謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会の出席や指導・助言等に係る専門家（講師・委員等）等に対する謝金）等
	④印刷製本費・広報費	事業に必要なパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本及び広報に関する経費
	⑤補助職員人件費	事業実施に必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
	⑥借料及び損料	事業遂行に必要な機械器具等のリース・レンタル（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）に要する経費
	⑦消耗品費	イベント等の実施に必要な消耗品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
	⑧その他諸経費	事業遂行に必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの。また、事前に中部経済産業局に相談し、認められたものに限る。 例） 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用

		文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
3. 再委託・外注費		<p>受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に再委託するために必要な経費</p> <p>※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことをいう</p>
4. 一般管理費		委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

※本委託事業によって取得した財産については、委託事業実施期間中のみならず、委託事業期間終了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理していただく必要があります。当局の事前了解等なく、無断で廃棄、他者譲渡、他事業利用等してはいけません。

※直接経費として計上できない経費の例

- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係ない経費

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

中部経済産業局長 殿

令和6年度「中部経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」
申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E-mail	

申請形式（該当箇所の□にレ点を入れてください）

単独申請 コンソーシアム形式

コンソーシアム事業者名（コンソーシアム形式による申請の場合は全ての事業者名を記載すること）

下記の応募資格・条件を満たしているか、□にレ点を入れて下さい。

- ①日本国内に拠点を有していること。当局の所管地域内に当該事業を実施する事務所を有していること。当局、中小企業庁との間で密接な連携が取れる体制を確保できること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等及び必要な経営基盤を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥別記のとおり、情報セキュリティに関する事項を遵守すること。
- ⑦過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑧本事業において職業紹介に該当する行為を行う場合においては、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第10項に規定される職業紹介事業者であること。職業紹介事業者ではない場合にあつては、事業許可が必要な事業を実施するまでに、職業紹介事業者となる見込みがあること。又は、上記事業者と連携して事業を実施すること。

※職業紹介の許可又は届出の状況

<申請時点の状況 (①～②のいずれかに○)>

①現在、職業紹介事業者である。

- (1) 許可・届出の別 (2) 無料・有料の別
- (3) 受理番号 (4) 受理年月日
- (5) 取扱職種 (6) 取扱場所

②現在、職業紹介事業者ではないが、職業紹介事業者となる見込みがある。

年 月 日 申請 ・ 届出 (いずれかに○)

- (1) 許可・届出の別 (2) 無料・有料の別
- (3) 取扱職種 (4) 取扱場所

(令和6年3月31日以降に申請・届出を行う場合は、その理由を記載すること。)

(様式2)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

令和6年度「中部経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」
企画提案書

1. 事業の実施方法
<ul style="list-style-type: none">* 事業の全体像及びポイント（参加企業数等の目標及び KPI を達成するためのポイント、中小企業等の人材課題等地域の実情を踏まえて）を記載すること。* 中小企業等の必要とする人材に関する情報収集及び課題の分析・整理方法を記載すること。* 募集要領の『Ⅱ. 1. 「事業の具体的な内容」』の項目に沿ってイベントごとに、具体的な実施方法及び内容（セミナー等の実施場所、実施回数、参加企業数、参加対象人材（想定するスキル等を含む。）、参加者数及び中小企業等の人材課題解決に向けた具体的手法等についても記載すること。* 参加企業の内定率や満足度を高める工夫や、事業内容の新規性、先駆性等についても記載すること。
2. 事業実施目標（KPI）
3. 事業実施計画（実施スケジュール）
4. 人材確保支援に関するノウハウ・事業実績
<ul style="list-style-type: none">* 組織及び事業従事者における事業を実施するに当たり必要な専門知識・ノウハウを記載すること。* 類似事業の実績（事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨））を記載すること。
5. 実施体制・役割分担等
<ul style="list-style-type: none">* 業務の実施体制や役割分担について、体制上の役割分担や担当者数が分かるように記述すること。

- * 業務実施体制図を作成した上で、個々の業務担当が分かるようにし、役職及び担当者名を記述すること。
- * 実務責任者の略歴を記載すること。
- * 経理・事務処理担当者を明示すること。
- * 類似事業の実績を有する場合で、その事業に従事していた者を従事させる場合に、本事業のどの業務に従事するのか、それによって本事業にどのように有益であるのかを記述すること。
- * イベント情報の登録、アンケート実施・効果把握、参加企業のフォロー、事後調査及び中部経済産業局への報告を行う体制についても記述すること。
- * コンソーシアム形式等により再委託を行う場合は、事業者間の業務分担、連携体制を記載し、各事業者間での業務実施体制、役割分担を記載すること。

(※1)

各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、事業区分Cのみ外国語能力等も含む）を明記すること。

(※2)

再委託を行う場合は、再委託先の名称、業務内容及び業務範囲を明記すること（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託をすることはできない）。

(※3)

事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超える場合は、相当な理由が分かる内容（別添1「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とする再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）は認めない。

6. 情報管理体制

受託者の情報管理体制が分かる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等が分かる「情報取扱者名簿」を契約時に提出することを確約すること。

(別添2参照)

7. 連携する各地域の関係機関（地方自治体、関係府省省庁、地域の支援機関、大学、地域金融機関他） ※予定の場合はその旨を記載すること。

- * 連携する地域の関係機関の名称、所在場所を明記すること。
- * 想定する連携内容を記載すること。

8. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

- * 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業。労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況。
- * 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）の策定状況（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）。

9. 事業費総額（千円）※事業を実施するために必要な経費を、募集要領別紙1の経費の区分に応じて記載すること。

I 人件費

II 事業費

- ①旅費
- ②会場費
- ③謝金
- ④印刷製本費・広報費
- ⑤補助職員人件費
- ⑥借料及び損料
- ⑦消耗品費
- ⑧その他諸経費

III 再委託・外注費

IV 一般管理費

小計

V 消費税及び地方消費税

総額 千円（※総額は予算規模の上限内に収めて下さい。）

* 必要に応じ、参考資料を添付することとする。

(様式3)

令和 年 月 日

中部経済産業局長 殿

申請者住所（郵便番号・事務所所在地）

申請者氏名（名称及び代表者の役職・氏名）

暴力団排除に関する誓約書

令和6年度「中部経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」を応募するにあたり、当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、以下のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

再委託費率が50%を超える理由書

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

1. 件名

令和6年度「中部経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」

2. 本事業における再委託を有する事業類型

※「X. その他(2)①再委託、外注に関する体制等の確認(提案要求事項の追加等)」に記載のある事業類型「I」「II」「III」のいずれかを記載してください。

※また、特段の定めがない場合は、「-」を記載してください。

3. 本事業における主要な業務(事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理)の内容

※「2. 本事業における再委託を有する事業類型」に対して、提案内容が合致する理由も含めて御記入ください。

「-」を選択した場合は、事業類型に合致する理由の記載は不要です。

<記載例>

本事業における主要な業務は、.....であり、その他関連業務として.....を実施する上で、事業類型(I、II、III)が示すように、(落札者)と委託、外注先の業務体系が(事業類型I~IIIの内容)のような関係となる。

4. 再委託費率

※再委託(契約書上の再委託:第7条1項(消費税込み))÷総額(消費税込み)×100により算出した率。

●●. ●%

5. 再委託先（再々委託先及びそれ以下の委託先を含む）及び契約金額等

再委託名	精算の有無	契約金額（見込み）（円）	比率	再委託先の選定方法又は理由※	業務の内容及び範囲
【例】未定 [再委託先]	無	10,000,000	20.0%	相見積もり	・・・等の各種データ収集・提供
【例】〇〇（株） [再委託先]	有	20,000,000	40.0%	一者選定 理由：〇〇（株）については、・・・を実施できる唯一の事業者であるため等。	コールセンター
【例】△△（株） [再々委託先]	無	2,000,000	—	〇〇	・・・
【例】□□（株） [再々委託先]	無	3,000,000	—	〇〇	・・・

※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とすることは認められません。

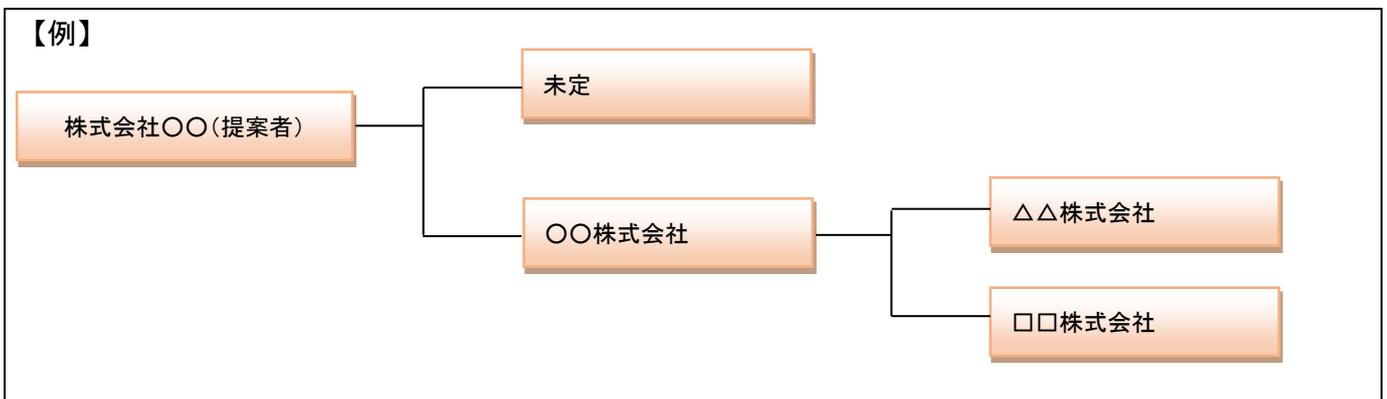
※金額は消費税を含む金額とする。

※再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先の契約金額を含めた情報を記載すること。

※比率は、事業費総額に対する再委託の割合（再々委託先及びそれ以下の委託先は記入不要）。

※一者選定の場合は、当該事業者でなければ事業を実施できない理由を記載すること。

6. 履行体制図



7. 再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）が必要である理由及び選定理由

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

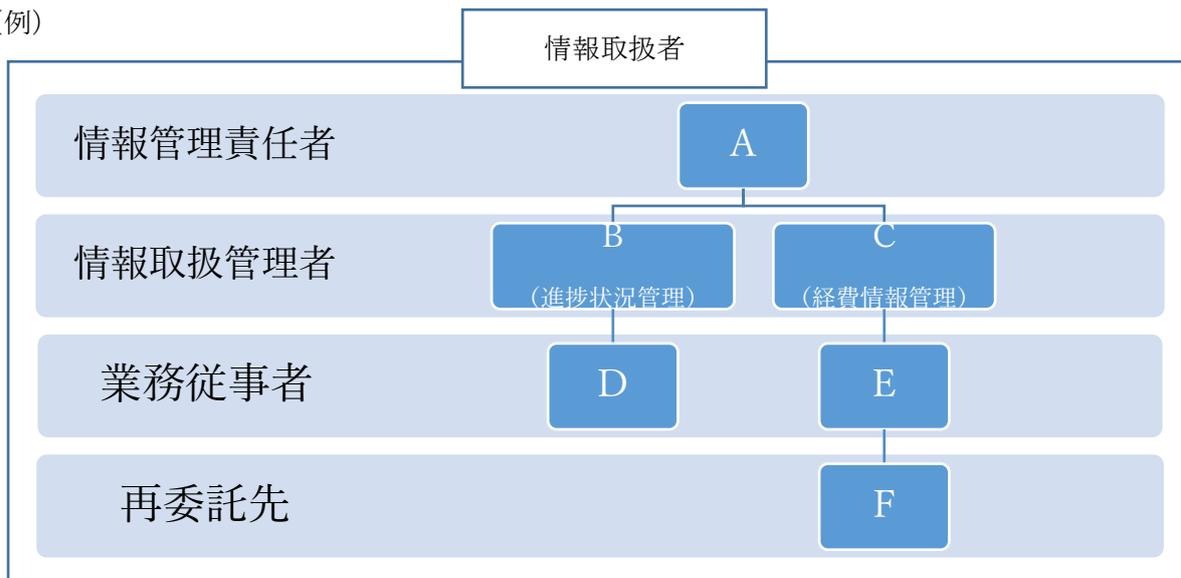
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者(再委託先も含む。)

- ・ 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。